浪江町と大阪府と大阪市との再生可能エネルギーの活用を通じた連携協定書

　浪江町(以下「甲」という。)、大阪府(以下「乙」という。)及び大阪市(以下「丙」という。)は、地域の活力を最大限に発揮する「地域循環共生圏」の理念に基づき相互の連携を強化し、脱炭素社会の実現を目指し再生可能エネルギーの活用を通じた取組を推進するため、以下のとおり連携協定（以下「協定」という。）を締結する。

（連携事項）

第１条　甲、乙及び丙は、前文の目的を達成するため、次の事項について連携し協力する。

（１）再生可能エネルギーの創出・導入・利用拡大に関すること

（２）脱炭素化の推進を通じた住民・地域企業主体の相互の地域活力の創出に関すること

２　具体的な実施事項については、甲、乙及び丙が合意の上、必要に応じて別途定める。

（環境への配慮）

第２条　甲、乙及び丙は、前条に定める事項の連携・協力を行うにあたっては、最大限に環境へ配慮するものとする。

（協定の見直し）

第３条　甲、乙及び丙のいずれかが、協定内容の変更を申し出たときは、その都度協議の上、必要な変更を行うものとする。

（その他）

第４条　この協定に定めのない事項又はこの協定に定める事項に関し、疑義等が生じた場合は、甲、乙及び丙協議の上、これを定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書3通を作成し、甲、乙及び丙それぞれ記名押印の上、各自その１通を保有する。

令和３年３月２９日

甲　　福島県双葉郡浪江町大字幾世橋字六反田7番地の2

浪江町

浪江町長　　　吉田　数博

乙　　大阪府大阪市中央区大手前二丁目

 　大阪府

大阪府知事　　吉村　洋文

丙　　大阪府大阪市北区中之島一丁目３番20号

　　　大阪市

　　　大阪市長　　　松井　一郎